

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認静岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	12 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	8 件

静岡国民年金 事案 1100

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年1月から39年3月までの期間及び42年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年1月から39年3月まで
② 昭和42年1月から同年3月まで

「将来に向けて最低限の暮らしを保てるように。」と考えて、国民年金に任意加入し、夫が市役所で国民年金保険料を納付してくれていたはずなので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、将来のことを考えて国民年金に加入したと述べており、国民年金制度開始当初の昭和36年4月に国民年金に任意加入していることから、国民年金に対する意識が高かったと言える。

また、申立人は、申立人の夫が市役所で国民年金保険料を納付してくれていたと述べており、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料納付に直接関与しておらず、その夫は既に他界していることから、申立期間当時の状況は確認できないが、現在所持する国民年金手帳及び国民年金保険料納入通知書兼領収書を見ると、昭和42年度から48年度までの保険料は現年度中に納付され、保険料納付に遅れはみられず、当時、保険料の納付が困難であったとする周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間①及び②は、それぞれ15か月、3か月と短期間であり、申立人は、当該期間以外に国民年金保険料の未納は無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

静岡厚生年金 事案 947

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和49年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年7月31日から同年8月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について加入記録が確認できないとの回答を得た。A事業所に継続して勤務していたことは間違いなく、当時の給与明細書もあるので申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A事業所から提出された人事記録、当該事業所の回答及び申立人から提出された申立期間当時の給与明細書から、申立人はA事業所に継続して勤務し(昭和49年8月1日にA事業所からB事業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は厚生年金保険被保険者資格喪失届の資格喪失日の記載を昭和49年8月1日とすべきところ、同年7月31日として誤った届出を行ったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む)、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和42年3月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年3月15日から同年8月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実はない旨の回答を得たが、私の夫はA事業所で勤務しており、当時の給与明細書から厚生年金保険料の控除が確認できるので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録(年金記録)の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

辞令、A事業所の給与明細書、B事業所(A事業所の後継事業所)から提出された労働者名簿及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人はA事業所に継続して勤務し(C事業所からA事業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書における昭和42年3月から同年7月までの厚生年金保険料控除額から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所における資格喪失日は、昭和52年8月11日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、12万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年8月11日から52年8月11日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得たが、A事業所に1年以上勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びB厚生年金基金の加入員資格喪失届から判断すると、申立人は申立期間についてA事業所に勤務していたことが認められる。

また、申立人のA事業所における資格喪失日については、B厚生年金基金の加入員資格喪失届から、昭和52年8月11日であることが確認でき、当該基金の担当者は、「厚生年金基金加入員資格取得届及び同資格喪失届は、当時も現在も複写式のものを使用しており、社会保険事務所には同じ内容のものを提出していた。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和52年8月11日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金基金加入員月額変更届(昭和51年8月改定)の記録及び同資格喪失届の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

静岡厚生年金 事案 950

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和31年4月5日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険出張所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年4月5日から同年9月5日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録を確認できないとの回答を得たが、昭和31年4月5日からA事業所で勤務していたので、申立期間についても厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所で昭和31年4月1日から厚生年金保険被保険者となっている申立人の元同僚は、「申立人は自分と同時期にA事業所に入社した。」と証言しており、申立人が申立期間について当該事業所で勤務していたことを推認することはできる。

また、オンライン記録及びA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の資格取得日は昭和31年9月5日となっているものの、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の資格取得日は、「昭和31年4月5日」と記録されていることが確認できる。

さらに、申立人が所持する厚生年金保険被保険者証における「はじめて資格を取得した年月日」欄は、「昭和31年4月5日」と記録されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、A事業所の事業主は、申立人が昭和31年4月5日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険出張所に

行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る A 事業所における昭和 31 年 9 月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、8,000 円とすることが妥当である。

静岡国民年金 事案 1101 (事案 196 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月まで

年金記録の訂正は必要でないとする通知を受け取った後、申立期間当時の再発行された国民年金手帳が母親の遺品から見付かったことから、母親は国民年金保険料を納付する気持ちがあったと思う。

また、結婚後は納税組合で集金してもらっていたので、夫の国民年金保険料のみ納付することは無く、私の分も納付していた記憶がある。当時、保険料を集金してくれていた方は既に亡くなっているが、保険料は納付していたはずなので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第 3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 36 年に国民年金に加入したと主張しているが、加入手続をどこで、どのように行ったかなどの具体的な記憶が無く、その当時使用していた国民年金手帳を申立時は所持していなかった。

また、申立人は婚姻後、その夫と共に町内の納税組合で国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立期間に係る保険料を夫婦併せて同組合で集金をしていたとの住民の証言は得られないなどとして、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 6 月 12 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、保険料納付を示す資料として新たに国民年金手帳(昭和 37 年 11 月 15 日再交付)を提出しており、当該国民年金手帳記号番号は昭和 35 年 12 月に払い出されたものであるが、申立人の現在の国民年金手帳記号番号が払い出されたことを契機に既に重複取消されている。

さらに、申立人が新たに提出した国民年金手帳を見ると、国民年金保険料の納付があったことを示す検認印が無い上、婚姻による氏名変更及び住所変更の手続を行った形跡が無く、申立人も婚姻時にこれら国民年金に係る手続を行った記憶は無いと述べており、当該年金手帳は母親の元に残されていたことから、この国民年金手帳を使用して保険料納付を行っていたことがうかがえない。

加えて、申立人の長兄について、昭和 45 年 2 月ごろに国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって特例納付していることから、申立期間当時、申立人の母親が同居していた家族の保険料を納付していたことは推認できず、ほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 1102

第1 委員会の結論

申立人の平成2年6月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年6月から3年3月まで

申立期間当時、私は学生で、親が国民年金保険料を納付してくれた。父は非常に厳格な性格であり、「税金関係等国民の義務は確実に果たしなさい。」との教えがあり、「保険料納付は義務であり、就職するまで親が納付する。」と話してくれたことを覚えている。親が金融機関で国民年金保険料を納付していたと思うので、申立期間が未加入となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が国民年金の加入手続を行ってくれたと述べているが、申立期間当時の国民年金手帳を所持しておらず、オンライン記録からも申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえず、申立期間は未加入期間となっている。

また、申立人が当時居住していた市の学生に対する国民年金の加入に係る適用事務については、当該市に照会したが確認できず、申立人の母親が国民年金保険料を納付したとする金融機関の収納状況についても、保存期限の経過により関係書類は保存されておらず、当時の状況は不明である。

さらに、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料納付及び加入手続に直接関与しておらず、申立人の加入手続を行ったとする父親は既に他界しており、申立期間当時の状況は確認できず、ほかに保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）も無く、当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年6月から平成元年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年6月から平成元年2月まで
申立期間当時、私は学生で親元を離れていた。二十歳になったころ親元の住所へ市役所から国民年金保険料の納付書が送付されてきた。母親が金融機関へ毎月赴き国民年金保険料を納付していたので、申立期間が未加入となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、二十歳のころに市役所から実家に国民年金保険料の納付書が送付されてきたと述べているが、申立人の実家がある市の電算記録を見ると、平成3年10月に国民年金被保険者資格の取得に係る届出を行っていることが確認できる上、申立人の国民年金手帳記号番号は4年1月に払い出されたものであることから、このころ加入手続を行ったと推測される。

また、申立人は、申立期間当時、大学生であったことから、国民年金の任意加入対象者となるため、加入手続を行った時点で申立期間にさかのぼって国民年金被保険者資格を取得することはできない上、申立人の所持する国民年金手帳、市の電算記録及びオンライン記録を見ると、いずれも同被保険者資格の取得日は平成3年9月26日であり、申立期間は未加入期間であることから、申立期間に係る納付書が発行されていたとは考え難い。

さらに、申立人の母親は、申立人の姉及び弟について、申立人同様、学生であった期間中の国民年金保険料を納付したと述べているが、申立人の姉も在学中は未加入である上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 1104

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年7月から55年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年7月から55年9月まで

私は、昭和56年10月に結婚した際、それ以前に納付していなかった国民年金保険料を納付するように市役所の職員に勧められて、実母から10万円を借り、二十歳から結婚するまでの8年間分の保険料を納付したので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和56年10月に婚姻したところに8年間分の国民年金保険料をまとめて納付し、その際、交付された領収書には婚姻後の氏名が記載されていたとしているが、この時期には特例納付制度は実施されていないため、納期限から2年を経過した保険料は時効のため納付することはできず、当時の状況と相違する。

また、申立人は、その義母が申立期間に係る国民年金の加入手続を行ったとしているため、当時の状況は不明であるが、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和58年2月に払い出されており、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことがうかがえないことから、このころ国民年金の加入手続を行ったと推測されるが、この時点で申立期間は既に時効である。

さらに、申立人は、まとめて国民年金保険料を納付するために母親から10万円を借りたと述べているが、特殊台帳（マイクロフィルム）を見ると、申立人は、昭和55年10月から57年3月までの保険料を過年度納付しており、このとき同時に現年度保険料を併せて納付した場合の保険料額は、母親から借りた金額に近く、申立人が主張する保険料は当該保険料と考えられる。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情

も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 951

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていると認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 5 月 1 日から同年 8 月 26 日まで

社会保険事務所(当時)に照会したところ、標準報酬月額が、申立期間前には 38 万円であったものが、申立期間には 30 万円に引き下げられていることが判明した。A 事業所との賃金等支払請求事件の判決において決定した賃金額を基に、申立期間の標準報酬月額についても記録を回復されるべきであり、当該標準報酬月額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、A 事業所における申立人に係る標準報酬月額は、平成 19 年 5 月 1 日に、38 万円から 30 万円に月額変更されていることが確認できるが、A 事業所における申立人に係る平成 19 年分賃金台帳により、同年 5 月から同年 7 月までの厚生年金保険料の控除額は、当該事業所が社会保険事務所に届け出た申立人に係る標準報酬月額 30 万円に相当する額であることが確認できる。

また、A 事業所との賃金等支払請求事件の判決からは、厚生年金保険料の控除についての確認ができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていると認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 952

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月から 47 年 4 月まで
社会保険事務所（当時）に、厚生年金保険の加入について照会したところ、申立期間について、厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

給与明細書等はないが、A事業所にB職人として勤務していたことは事実であり、また、同事業所で、Bの養成訓練も修了しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の同僚の証言から、申立人が申立期間にA事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、A事業所の申立期間当時の事務担当者は、「申立期間の数年前から経営状態が厳しくなり、現場の職人は日雇健康保険に切り替えていた。申立人については記憶している。申立人は、申立期間当時、日雇健康保険に加入していたので、厚生年金保険料を給与から控除していなかった。」と証言している。

また、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が名前を挙げた同僚は、当該事業所において厚生年金保険の被保険者記録があるものの、申立期間においては被保険者記録が無いことが確認できる。

なお、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和 41 年 4 月 1 日から 47 年 11 月 14 日までに被保険者資格を取得した者を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 3 月 25 日から 41 年 2 月 5 日まで
社会保険事務所（当時）で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みであるとの回答であった。しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票で、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 41 年 2 月 5 日の前後約 2 年以内に資格を喪失した被保険者期間を 2 年以上有する女性は 10 名確認でき、資格喪失後 6 か月以内に転職し他の事業所で厚生年金保険に加入していた 4 名を除く 6 名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、5 名について資格喪失日の約 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、その 5 名のうち連絡先が把握できた 2 名が、事業所を介して脱退手当金を受給したと述べていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱手」の印が押されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 5 か月後の昭和 41 年 7 月 15 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年10月1日から29年7月31日まで
(A事業所)
② 昭和31年10月1日から36年3月1日まで
(B事業所)

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険及び船員保険の加入記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険及び船員保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。しかし、A事業所ではCという名称のボートに乗り、B事業所ではD船に乗り、ともにE港で港内に停泊した船舶と陸との連絡業務を行っていたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者又は船員保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、船員保険法では、船員法で規定する船員を船員保険被保険者として適用することを規定しており、港内のみを航行する船舶に乗り組む者については、船員法で規定する船員には該当しないことから、A事業所及びB事業所の事業主が申立人に係る船員保険の加入手続を行ったとは考え難い。

申立期間①について、A事業所に勤務していた複数の元従業員から聴取したが、申立人の氏名を記憶している者は確認できず、当時の元社会保険事務担当者は、「陸上の事務所で常時勤務する人にしか、厚生年金保険の加入手続を行っていなかった。」と証言している。

また、申立期間①当時の事業主及び役員とは連絡が取れないため、当時の状況を確認することができない。

なお、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和27

年3月1日から30年7月1日までに被保険者資格を取得した者を確認したが、申立人の氏名は無い。

申立期間②について、B事業所に勤務していた複数の元同僚の証言から、勤務時期及び勤務期間を特定することはできないが、申立人が当該事業所で勤務していたことを推認することはできる。

しかし、申立人が、B事業所で申立人と同様の業務に従事していたとして氏名を挙げた複数の元同僚について、申立期間②における当該事業所での厚生年金保険の加入記録を健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認することはできない。

また、昭和32年にB事業所に入社したと述べる元同僚は、「入社時に会社から厚生年金保険及び健康保険は適用しないとされた。」と証言しており、当該事業所が、従業員全員について厚生年金保険への加入手続を行っていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、B事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、当該事業所は、昭和33年2月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、その後35年12月1日に新規適用となっていることが確認でき、申立期間②のうち、33年2月1日から35年12月1日までの期間について、厚生年金保険の適用事業所となっていない。

加えて、B事業所は、「現在の事業主は3代目で、当時の記録は残っていない。」と回答している。

なお、前述の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和30年7月1日から33年2月1日までの期間に被保険者資格を取得した者、及び35年12月1日から36年5月31日までに被保険者資格を取得した者を確認したが、申立人の氏名は無い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 3 月 23 日から 31 年 3 月 1 日まで
② 昭和 31 年 3 月 1 日から 40 年 1 月 21 日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。自分は受け取った記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の印が押されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和40年4月28日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者台帳記号番号について、申立期間と申立期間後の厚生年金保険被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 956

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年7月8日から23年2月1日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について、厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

A事業所に継続して勤務していたと記憶しているため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人は、昭和22年1月5日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年7月8日に資格を喪失後、23年2月1日に再度、資格を取得しており、申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が無いことが確認できる。

また、A事業所の事業主が経営していた関連事業所であるB事業所から申立人と一緒にA事業所に異動したとされる同僚の中には、A事業所において、厚生年金保険の被保険者となっていないことが確認でき、同事業所では、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていたものではないことがうかがわれる。

さらに、申立期間において、A事業所で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の被保険者で連絡の取れた者に聴取したが、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況について確認できる証言を得ることができなかった。

加えて、A事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主の所在も不明であることから、申立人の同事業所における厚生年金保険の適用、保険料控除の状況について聴取することはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 957

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月 30 日から 31 年 4 月 30 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実がない旨の回答を得た。

昭和 30 年 4 月 30 日に資格を取得した記載のある厚生年金保険被保険者証を持っているため、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶する同僚及び申立期間においてA事業所で厚生年金保険の被保険者資格を有する者から聴取したものの、申立人が申立期間においてA事業所に勤務していたことは確認できなかった。

また、申立人は、昭和 30 年 4 月 30 日に資格を取得した旨の記載のある厚生年金保険被保険者証を所持しているが、厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿及びA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人のA事業所における厚生年金保険の資格取得日は、いずれも昭和 31 年 4 月 30 日となっていることが確認できる。

さらに、A事業所において、昭和 31 年 3 月 22 日に被保険者記録が確認できる同僚は、「申立人は、自分よりも後に入社した。」と証言している。

加えて、B事業所（A事業所の後継事業所）から聴取したものの、B事業所では、A事業所に係る資料はすべて廃棄しているため、申立期間当時の申立人のA事業所での在籍状況及び厚生年金保険の適用状況について確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 19 年から 24 年まで (A 事業所)
② 昭和 24 年 4 月 1 日から 48 年まで (B 事業所)
③ 昭和 49 年から 57 年 4 月 1 日まで (C 事業所)

社会保険事務所(当時)に照会を行ったところ、厚生年金保険の被保険者記録は、昭和 34 年 4 月 1 日から 37 年 12 月 1 日までの 56 か月間との回答を得た。Dでは、A事業所、B事業所及びC事業所にEとして 30 年以上勤務し、退職するまで厚生年金保険と共済組合の両方の制度に加入していたと記憶しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、Dから提出された履歴カードによると、申立人は、昭和 21 年 5 月から 22 年 8 月までの期間、A事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、オンライン記録から、A事業所という名称の厚生年金保険の適用事業所は確認ができず、当時のDの事務担当者は、「Dが所管する事業所は、申立期間当時、厚生年金保険に加入していなかった。」と述べている。

また、Dに照会したところ、Eとして勤務している者を厚生年金保険に加入させるようになったのは、昭和 33 年 4 月 1 日以降であると回答している。

さらに、Eが所属していた事業所であるB事業所は、オンライン記録から、昭和 33 年 4 月 1 日に厚生年金保険の新規適用事業所となっていることが確認でき、同じEとして勤務していた同僚の記録においても、当該年月日より前に、A事業所及びB事業所における厚生年金保険の被保険者記録は確認ができない。

申立期間②について、Dから提出された履歴カードによると、申立人は、当該期間のうち、昭和27年1月14日以降の期間、Dの職員であったことが確認でき、オンライン記録では、33年4月1日から37年12月1日までの期間、B事業所において厚生年金保険に加入していることは確認できる。

しかし、B事業所は、オンライン記録から、昭和33年4月1日に厚生年金保険の新規適用事業所となっていることが確認でき、同じEとして勤務していた同僚の記録においても、当該年月日より前に、B事業所における厚生年金保険の被保険者記録は確認ができない。

また、申立人のことを記憶している申立期間当時のB事業所の担当者は、「申立人は、F共済組合法が施行された際（昭和37年12月1日）、正式に公務員になり、共済組合に加入した。同時に厚生年金保険の被保険者と共済組合の組合員になるということはあり得ず、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していない。」と回答している。

さらに、D職員共済組合の回答から、申立人は、昭和37年12月1日から57年3月31日までの期間については、当該職員共済組合の組合員であったことが確認できる。

申立期間③について、Dから提出された履歴カードによると、申立人は、当該期間、Dの職員であったことは確認できる。

しかし、D職員共済組合の回答から、申立人は、申立期間については、当該職員共済組合の組合員であったことが確認できる。

また、上述の職員共済組合の担当者は、「同時に厚生年金保険の被保険者と共済組合の組合員になるということはあり得ず、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間①から③までにおける厚生年金保険料控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。